

修正表

『7日間完成衛生管理者試験合格塾』

■2019年4月1日以降、働き方改革による労働基準法等の一部が改正されました。

【ポイント】

時間外労働・休日労働の上限規制

使用者が、労働者に労働させる時間外労働・休日労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とする。臨時的な特別な事情がある場合であって、労使の合意がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）複数月平均80時間以内（休日労働含む）としなければならない。

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までとしなければならない。

※大企業は2019年4月1日施行、中小企業は2020年4月1日施行（労基法第36条）

月60時間を超える法定時間外労働に係る割増賃金率引き上げ（中小企業の適用猶予を解除）

法定時間外労働の時間が1か月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

（労基法第37条）

※大企業は適用中、中小企業は2023年4月1日適用

産業医の活動環境の整備

①事業者は、産業医が労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報（長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など）を提供しなければならない。

②事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告しなければならない。

③事業者は、産業医などが労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならない。（安衛法第13条）

年5日の年次有給休暇付与義務

使用者は10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、労働者の希望を踏まえて時期を指定して与えなければならないこととする。（労基法第39条）

※労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇を含む。

フレックスタイム制の「清算期間」の延長

フレックスタイム制の「清算期間」の上限を1か月から3か月に延長する。（労基法第32条の3の2）

医師による面接指導の対象となる労働者の要件の引き下げ

労働者の健康管理等を強化するため、厚生労働省令（安衛法第66条の8の2第1項）で定める面接指導の対象となる労働者の要件を、「休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた者」に見直す。

なお、従前のおり面接指導を行うに当たっては、当該要件に該当する労働者の申出により行う。

■2019年7月12日以降、基発0712第3号にて旧VDTガイドラインが廃止され、情報機器ガイドラインとして新たに制定されました。新ガイドラインは、VDTガイドラインと内容に大きな変更はありません。

【ポイント】

(旧)VDT作業 → (新)情報機器作業

(旧)単純入力型および(または)拘束型に該当するVDT作業→(新)情報機器作業

(旧)VDT作業健康診断 → (新)情報機器作業における特殊健康診断

(旧)VDT作業従事者に対する特殊健康診断 → (新)情報機器作業従事者に対する特殊健康診断

■2019年7月1日以降、基発0701第1号にて労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施についてが廃止され、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインとして制定されました。

【ポイント】

(1)各施設と対策

- ①「第一種施設」：多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設。
- ②「第二種施設」：多数の者が利用する施設のうち、第一種施設および喫煙目的施設以外の施設。(個人の自宅やホテルの客室などの人の居住の用に供する場所は適用除外。)
- ③「喫煙目的施設」：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙する場所を提供することを主たる目的とする施設。

区分	対策
第一種施設	敷地内禁煙
学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎など	屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる。
第二種施設	原則屋内禁煙
事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道、国会・裁判所など	喫煙を認める場合、喫煙専用室などの設置といった「空間分煙」が必要である。
喫煙目的施設	
公衆喫煙所、店内で喫煙可能なたばこ販売店、喫煙を主たる目的とするバーやスナックなど	施設内で喫煙可能

※屋外や家庭など…喫煙を行うときは、周囲の状況に配慮する。

(2)事業者・労働者の役割

- ①職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、事業者は衛生委員会等の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定する。
- ②職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等の在り方が特に重要であるため、労働者は事業者が決定した措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等の代表者を通じる等により必要な対策について積極的に意見を述べることを望ましい。

(3)職場における受動喫煙防止対策の実施にあたり、事業者は事業場の実情に応じ、次のような取組を組織的に進めることが必要である。

①推進計画の策定：事業者は、事業場の実情を把握した上で、受動喫煙防止対策を推進するための計画(中長期的なものを含む)を策定すること。

②担当部署等の指定：事業者は、企業全体または事業場の規模に応じ、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させることが効果的である。

(4)事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者等、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。

(5)事業者は、20歳未満の者を喫煙専用室等の喫煙可能な場所に立ち入らせることが禁止されている。また、喫煙専用室等の清掃作業等、喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること

(6)事業者は、喫煙専用室を設置しようとするときは、次の事項を満たすこと。

①技術的基準に適合すること。

④喫煙専用室の出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が0.2m/s以上であること。

(注) 室外から室内に流入する空気の気流はおおむね3か月以内に1回、定期的に測定すること。

⑤たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

⑥たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

②喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に次の事項を記載した標識を掲示しなければならない。

④喫煙専用室標識

- ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

⑤喫煙専用室設置施設等標識：喫煙専用室が設置されている旨

③喫煙専用室へ20歳未満を立ち入らせてはならない。

■2021年4月1日以降、特定化学物質障害予防規則等の一部が改正されました。

【ポイント】

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームについて、特定化学物質障害予防規則の特定化学物質の管理第2類物質に位置づけられた。

作業主任者の選任 ※令和4年4月1日より施行

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任する必要がある。

■その他の法改正等に伴い、以下の記述を追記させていただきます。

P62 変形労働時間制の表内

フレックスタイム制の期間 (旧)1か月以内→(新)3か月以内

P63 (注4)の記述を差替え

限度時間とは、三六協定に定めることのできる、延長する労働時間の上限であり、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合であって労使の合意がある場合でも年720時間以内、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間以内(休日労働含む)とされている。また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までとしなければならない。

P64 1行目

(旧)なお、所定の中小事業主については、当分の間、Cについての規定は適用しない。

(新)なお、中小事業主については、2023年に、Cの規定が適用される。

P65 (2)フレックスタイム制の上から2行目

(旧)労使協定に所定の事項を定めたときは、1か月以内の清算期間によるフレックスタイム制～

(新)労使協定に所定の事項を定めたときは、3か月以内の清算期間によるフレックスタイム制～

P66 受験対策の上から7行目

(旧)フレックスタイム制の労働時間の清算期間は、1か月以内である～

(新)フレックスタイム制の労働時間の清算期間は、3か月以内である～

ヤマネのOnePoint

(旧)フレックスの清算期間は1か月以内！

(新)フレックスの清算期間は3か月以内！

P69 (6)の後に追加

(7)使用者は10日以上¹の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日²について、毎年、労働者の希望をふまえて時期を指定して与えなければならない。

P86 タイトル差替え

(旧)VD T作業に伴う健康障害

(新)情報機器作業に伴う健康障害

以下、下記に読み替えてください。

(旧)VD T作業 → (新)情報機器作業

(旧)単純入力型および(または)拘束型に該当するVD T作業→(新)情報機器作業

(旧)VD T作業健康診断 → (新)情報機器作業における特殊健康診断

(旧)VD T作業従事者に対する特殊健康診断 → (新)情報機器作業従事者に対する特殊健康診断

P92 労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施についてを削除

P146 受験対策内 5行目

「アーク溶接作業」を削除

6・7行目

(旧)司令総監はあせらない！ → (新)司令総監はせめない！

9・10行目

『「あ」はアーク溶接作業』を削除

(旧)「せ」はセメントを袋詰めする作業 → (新)「せめ」はセメントを袋詰めする作業

ヤマネのOne Point

(旧)司令総監はあせらない！ → (新)司令総監はせめない！

P168 特定化学物質の種類を表内

第二類物質 管理第二類物質

(旧)管理第二類物質(アルキル水銀化合物、カドミウム、重クロム酸、コールタール 等)

(新) 管理第二類物質(アルキル水銀化合物、カドミウム、重クロム酸、コールタール、溶接ヒューム 等)

P169 特定化学物質に関する規定事項

(1)特定化学物質作業主任者の選任 ①の後に(注8)を追加

(注8)溶接ヒュームを取り扱う作業については、令和4年4月1日より作業主任者の選任が義務付けられる。

P237 模擬試験問題<第1回> 【問題24】(1)

(旧)面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き1週40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超え

(新)面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き1週40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超え

P278 索引

(旧)VDT作業 → (新)情報機器作業

(旧)VDT特殊健康診断 → (新)情報機器作業における特殊健康診断